

# 『運輸政策研究』査読要領

## 1.『運輸政策研究』の目的と掲載の区分

### 1.1 『運輸政策研究』の目的

『運輸政策研究』は、交通運輸政策に関する理論と実務の橋渡しを担うことにより、実務担当者（政策担当者、企業等）や研究者などの交通関係者の間で、交通運輸政策に関する幅広い議論がなされることを目的として発行されるものである。本誌は、投稿された「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」、「論説」、「紹介」、「誌上討議」と、一般財団法人運輸総合研究所の活動内容を含む交通運輸政策関連の記事により構成される。

### 1.2 『運輸政策研究』における投稿原稿の掲載区分と内容

#### A 掲載区分

本誌において一般から受け付ける投稿原稿は、その内容や目的によって、論文（「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」）、「論説」、「紹介」、「誌上討議」に区分される。各区分の内容は以下のとおりである。

#### 1) 論文

##### ①政策研究論文

以下の2つの内容を満たしているものとする。

- ・交通運輸政策・施策・制度の新たな提言、政策決定過程に関する分析、もしくは評価を行ったもの。あるいは、交通運輸に関する現象の解明や方法論の提案などの基礎研究を行ったもの。
- ・政策・施策・制度の及ぼす影響を実務面から広範に論じていること。

##### ②学術研究論文

以下の2つの内容を満たしているものとする。

- ・交通運輸政策・施策・制度の新たな提言、政策決定過程に関する分析、もしくは評価を行ったもの。あるいは、交通運輸に関する現象の解明や方法論の提案などの基礎研究を行ったもの。
- ・具体的な政策・施策・制度とのつながりが論じられていること。

##### ③報告論文

交通運輸に関わる現状・事例について、考察および問題提起等を行っているもの。

#### 2) 論説

交通運輸の事柄について、自説の展開等を行っているもの。

#### 3) 紹介

交通運輸に関する事例や法律・政策・制度等の紹介を行っているもの。

#### 4) 誌上討議

『運輸政策研究』に掲載される既発表論文に対して、見解や異論などの提示を行っているもの（投稿要領5.を参照）。

#### B 投稿区分の選択について

投稿者は、自らの原稿を上に示した各区分の目的・内容に照らし合わせ、適切と思われる任意の区分を選んで投稿することができます。

ただし、査読結果をもとに編集委員会で審議した結果、投稿区分の変更が適切であると判断され、区分変更の提案を投稿者が承諾した場合は、投稿区分を変更して査読ないし掲載することがある。

## 2. 査読の有無および査読員の数

#### A 査読の有無

全ての区分の原稿に対して、編集委員会の決定に基づいて選出された査読員により査読を行う。

#### B 査読員の数および資格

##### 1) 「政策研究論文」、「学術研究論文」

編集委員会は、各投稿原稿1編につき査読員3名を選出する。3名の査読員のうち1名以上は編集委員から選出する。

##### 2) 「報告論文」

編集委員会は、各投稿原稿1編につき査読員2名を選出する。うち1名以上は編集委員から選出する。

##### 3) 「論説」、「紹介」、「誌上討議」

編集委員会は、各投稿原稿1編につき2名の査読員を選出する。原則として、2名とも編集委員から選出する。

#### C 査読員名の公表

個々の原稿についての査読員名は公表しない。

ただし、3号毎に、その間に査読を行った査読員名を本誌にて公表する。

## 3. 査読の目的と注意事項

#### 3.1 査読の目的

査読は、投稿原稿の内容を客観的に評価し、『運輸政策研究』に掲載される原稿としてふさわしいものであるかどうかを判定することを目的とする。

### 3.2 査読にあたっての基本的考え方と注意事項

査読にあたっては、査読員は以下の点に十分注意して査読を行うものとする。

#### A 基本的考え方

- 1) 少少の欠点があつても、交通運輸政策に何らかの意味で良い効果をもたらす内容である場合は、掲載されるよう配慮する。
- 2) 原稿の体裁や書き方の完璧さを期待するあまり、将来の発展が大いに期待される原稿や実際に役立つ原稿を逃すことのないよう配慮する。
- 3) 原稿の査読は、あくまで掲載の可否を判定するための資料を提供することが目的であり、原稿の内容に対する責任は投稿者が負うものとする。また、原稿の価値は、一般読者が判断するものである。

#### B 注意事項

- 1) 査読員の主觀や好みを押しつけてはならない。
- 2) 査読員は、当該原稿が公表前の研究成果であることに十分留意し、原稿の内容について秘密を守り、投稿者の権利を確實に保護しなければならない。
- 3) 査読員は個人の責任において査読を行うものであり、他の査読員を含む他者に意見を求めたり、内容に関する相談をしたりしてはならない。
- 4) 査読員は、掲載の条件として、投稿原稿に対して修正意見を付すことができる。修正意見作成時は以下の点に留意する。
  - ①新たな調査や計算を追加させることは極力避ける。
  - ②査読員の主觀的な意見や好みを主張し、それにより原稿の構成を大きく変えることを要求したり、投稿者が査読員と見解を異にする点について修正を要求したりすることは避ける。
  - ③査読は、投稿者に対し研究指導する立場ではないことに留意すべきである。ただし、明らかに査読員の意見、指摘によって原稿の内容が向上すると思われる場合には、その点を述べても良い。

### 3.3 投稿者への照会

査読員からの問い合わせ等、査読を行う上で必要な事項についてはいつでも編集委員会を通じて投稿者に問い合わせることができる。

ただし、査読員から投稿者への直接の問い合わせは出来ない。

## 4. 査読の方法

### 4.1 査読員による掲載可否の判定

査読員は、1.2『運輸政策研究』における投稿原稿の掲載区分と内容および4.2掲載にあたっての要件に照らして、投稿者の指定した各区分の要件を満たし、『運輸政策研究』に掲載するに値すると判断されれば「可」とし、掲載するほどの内容を含まない、あるいは掲載すべきでない場合は「否」とする。

### 4.2 掲載にあたっての要件

査読にあたっては、以下の要件について、対象原稿が『運輸政策研究』への掲載に値するかを客観的に評価する。

#### A 論文

下表に示す必須要件をすべて満たしていること。

|               | 政策研究論文   | 学術研究論文   | 報告論文                                       |
|---------------|--|--|--|
| 新規性           | 下記から1つ以上満たしていること<br>・新たな交通運輸政策・施策・制度の提案<br>・現象解明の点からみた新規性<br>・政策・施策・制度に関する分析視点の新規性 | 下記から1つ以上満たしていること<br>・新たな交通運輸政策・施策・制度の提案<br>・現象解明の点からみた新規性<br>・分析・評価手法から見た新規性 | 政策研究論文・学術研究論文における新規性の内容を、少なくとも1つ以上満たしていること |
| 政策との関連性・実用的価値 | 政策・施策・制度の及ぼす影響を実務面から広範に分析している  | 具体的な政策・施策・制度とのつながりが論じられている   | 調査・考察の結果や問題提起の内容に実用的価値を有する                 |
| レビュー          | 国内外の現在および過去の政策   | 先行研究   | (問わない)                                     |
| その他、基礎的要件     |  | 論理性、客観性、完成度  |  |

#### B 「論説」、「紹介」、「誌上討議」の場合

下表に示す必須要件をすべて満たしていること。

|           | 論説          | 紹介          | 誌上討議 |
|-----------|-------------|-------------|------|
| 新規性       | 新しい視点を有している | (問わない)      |      |
| その他、基礎的要件 |             | 論理性、客観性、完成度 |      |

#### ・禁止行為および対応

投稿について以下を禁止する。

①多重・類似投稿等の禁止: 本誌への投稿原稿と実質的に同一の内容の論文等を他学協会誌等へ多重に投稿していないこと。

②既発表原稿等の投稿の禁止: 本誌への投稿原稿の内容は既発表でないこと。

既発表原稿とは、次のものとする。

- ・学術研究論文及び政策研究論文の審査にあつては、学術誌などに審査つきの論文として掲載された論文と実質的に同一の内容を論述した原稿
- ・その他の区分の論文の審査にあつては、学術誌などに審査つきの論文として掲載された論文及びインターネットや広く一般に配布された資料として入手可能な論文と実質的に同一の内容を論述した原稿

上記の論文に基づく原稿であつても、新たな知見が加味され、

再構成されると編集委員会が判断したものは、既発表原稿とはみなさない。その前提として、当該原稿中に(1)上記の論文が参考文献として明記されていること、(2)上記の論文と当該原稿との異同関係が明記されていること、が確認できない原稿は受理しない。

#### 4.3 査読結果の報告に関する規定

- 1) 査読員は、査読を依頼された日より2週間以内に査読を終了し、報告書を編集委員会へ提出しなければならない。
- 2) 査読結果は、所定の様式に基づき報告する。様式は別途定める。

### 5. 投稿区分の変更について

- 1) 以下に該当する場合、編集委員会は投稿者へ投稿区分の変更を提案することができる。
  - ①内容から判断して、投稿者の指定した区分が適切でない場合
  - ②査読の結果、区分を変更することで掲載可能と判断される場合
- 2) 区分変更を提案する場合は、理由を示した上で、速やかに投稿者に通知する。
- 3) 投稿区分の変更は、投稿者の承諾があった場合にのみ行うものとする。承諾がなかった場合は、投稿者が投稿時に指定した区分で審査を行う。

### 6. 再査読・追加査読

論文（「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」）として

投稿された原稿の査読の結果を受け、編集委員会の判断で再査読・追加査読を行うことがある。

### 7. 掲載可否の最終判定

掲載可否の最終判定は、査読員からの査読報告書を参考に、編集委員会が行う。

### 8. 査読結果の投稿者への通知

- 1) 編集委員会は、最終判定の結果を投稿者へ通知する。
- 2) 掲載「可」と判定されたものについては、その旨投稿者へ通知する。
- 3) 修正要求がある場合は、主査が修正意見・疑問点等の修正要求を取りまとめ、その内容を投稿者に通知して原稿修正を求める。その場合の修正期限は、2週間以内とする。
- 4) 掲載「否」と判定されたものについては、投稿者へ理由書を付してその旨通知する。

### 9. 査読要領の変更

この査読要領の変更は、運輸政策研究編集委員会の承認を受けた場合にのみ変更できる。

#### 付記

1998年（平成10年） 7月31日 制定  
2009年（平成21年） 1月27日 改正  
2016年（平成28年） 10月25日 一部修正  
2017年（平成29年） 1月31日 一部修正  
2021年（令和3年） 3月30日 一部修正

## 「運輸政策研究」は 日本交通学会論文賞 の 審査対象論文掲載誌

本誌「運輸政策研究」は、2000年4月15日に制定された「日本交通学会論文賞審査運営内規」附則1において、「学会賞選考委員会の定める研究雑誌」として、日本交通学会の論文賞審査対象論文掲載誌に指定されています。

これは、各位から寄せられた論文が関係方面に注目されているとともに、本誌が論文掲載に当たりレフリー制を導入するなど、その質の向上に努めていることが認められたことによるものと思われます。

今後ますます皆様方から交通運輸に関する有意義な論文が積極的に寄せられるものと、編集委員会一同、期待しております。